

改正概要説明書	
国名： アイルランド	法令名： 特許規則
改正情報： 2018 年 12 月 18 日までの改正を含む	
改正概要：	
<p>1. 調査報告が特許性に係わる書面による見解を含む調査報告書と明確化された。 (規則 24, 規則 25, 規則 26, 規則 27)</p> <p>2. 規則 28A は新設規則であるが, 参照する特許法第 30A 条及び第 29 条(5)は特許法(2019 年 1 月 28 日版)からは削除されている。</p>	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> • 規則 24, 規則 25, 規則 26, 規則 27 「調査報告」が「報告書及び見解」に変更された。 • 規則 28 (2)において「該当する場合は(5)の規定」が削除された。 • 規則 28A 新設規則である。 	